

随意契約理由書

1. 業務名：大阪湾岸道路西伸部における景観に配慮した構造・付属物細部
デザイン検討業務

2. 契約相手方：株式会社 オリエンタルコンサルタンツ

3. 随意契約理由：

本業務については、公募型プロポーザル方式による業務発注をすべく、技術提案書の提出を招請し、建設コンサルタント選定委員会において参加資格判定及び技術提案書評価を実施した結果、株式会社 オリエンタルコンサルタンツから提出された技術提案書を特定した。

したがって、本業務は阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号に該当するため、株式会社 オリエンタルコンサルタンツと随意契約するものである。